

「寒河江ダム河川空間のオープン化」の指定書伝達式を開催します  
～ 山形県では白川ダム、長井ダムに続いての都市・地域再生等利用区域の指定 ～

西川町では寒河江ダム河川空間のオープン化に向けて、令和8年3月19日に東北地方整備局あて要望書を提出しておりましたが、令和8年4月17日付けで指定となりましたので、下記のとおり指定書の伝達式を開催いたします。

- ・東北では河川を含め6番目の指定。山形県では白川ダム、長井ダムに続いての指定です。
- ・指定を受けた区域での「民間事業者による営業活動」が可能となります。

1. 日 時：令和8年4月24日（金）10：30～11：05
2. 場 所：フェリシア月山カヌーセンター
3. 出席者：最上川ダム統合管理事務所長、西川町長
4. 内 容：伝達式、西川町長による事業計画概要説明

報道機関の皆様には伝達式終了後、水上アクティビティ「HOBIE（ホビー）」【別添2参照】の試乗体験が出来ます。  
希望される方は、伝達式当日、受付に申し出て下さい。

※ 「都市・地域再生等利用区域」に指定する事を「河川空間のオープン化」と称しています。

《添付資料》

- （別添1）都市・地域再生等利用区域（河川空間のオープン化）の指定計画概要
- （別添2）都市・地域再生等利用区域（河川空間のオープン化）指定区域・事業内容
- （別添3）「寒河江ダム河川空間のオープン化」の指定書伝達式 次第
- （別添4）都市・地域再生等利用区域制度の概要

〈発表記者会 山形県政記者クラブ、米沢記者倶楽部〉

## 〈お問合せ先〉

国土交通省東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所 電話 0237-75-2311

技術副所長 おおいけ けんいち 大池 賢一 / 建設専門官 たにやま まさひろ 谷山 雅洋

西川町 観光課 電話 0237-84-0566

課 長 しばた ともひろ 柴田 知弘 / 課長補佐 ながおか ごう 長岡 剛

## 【別添 1】

### 計画概要

西川町は、日本百名山である月山と朝日連峰に囲まれた豊かな自然環境に恵まれ、国内有数の積雪量を誇る「隠れ豪雪地」として、夏スキーをはじめ四季を通じた多様な観光資源を有しています。こうした自然環境と地域住民の暮らしを支えているのが寒河江ダム（月山湖）であり、安定した水供給や防災機能により、農業や観光を含む地域産業の発展と安全・安心な生活基盤が確保されてきました。

近年、西川町は国連世界観光機関（UNWTO）より「ベストツーリズムビレッジ」に選定され、世界に誇れる観光地として新たな一步を踏み出していますが、これも寒河江ダムをはじめとする良好な水辺環境の存在によるものです。こうした中、令和7年度にフェリシア月山カヌーセンターが開設され、実証実験を経て、今回のオープン化に至りました。同センターでは、HOBIE（ホビー）やSUP、レジャーカヌーなど、誰もが安全に楽しめるウォーターアクティビティを展開しており、これまでのスプリントカヌー競技大会やジュニア選手の育成拠点としての役割に加え、一般観光客にも開かれた新たな水辺利用が広がっています。昨年度に実施した実証実験では、多くの来場者を迎え、安全性および運営面の両面で有効性が確認されました。

このたび「都市・地域再生等利用区域」の指定を受けることにより、西川町が民間事業者等と使用契約を締結し、常設でのアクティビティ提供や飲食・物品販売などの営業が可能となります。今後は、水辺環境の保全を推進するとともに、寒河江ダムの各種ウォーターアクティビティを核とした地域社会・経済の更なる活性化を図ってまいります。

【別添2】

寒河江ダム 河川空間のオープン化指定区域・事業内容



【凡例】

番号	利用区域
①	堤体・スポーツ広場エリア
②	大噴水・水の文化館エリア
③	湖面全般エリア
④	フェリシア月山カーナーセンターエリア



■ HOBIE(ホビー)とは...  
平たいゴムボートのような船体の上で、イスに座って足で漕ぐカヤックで、非常に安定性が良く、小さいお子様から高齢者まで幅広い年齢層が、気軽にしかも安全に水上散歩を楽しむことができる乗り物です。



▲カヌースプリント大会



▲バックラフト



▲ SUP(水没林)



▲レジャーカナー



▲月山湖売店・関の茶屋



▲大噴水

▲ HOBIE(ホビー)

## 【別添3】

「寒河江ダム河川空間のオープン化」の指定書伝達式

日時：令和8年4月24日（金）10：30～11：05

場所：フェリシア月山カヌーセンター

### － 次 第 －

司会 西川町

- 1 開 会
- 2 指定書の伝達
- 3 国土交通省東北地方整備局最上川ダム統合管理事務所長挨拶
- 4 祝辞（西川町議会議長）
- 5 事業計画の概要説明について（菅野西川町長）
- 6 質疑応答

## 【別添4】

### 都市地域再生等利用区域の制度概要

#### <制度の概要>

河川敷地の占用は、原則として公的主体(市町村等)に許可されているところですが、平成23年の河川敷地占用許可準則の改正により、多様な主体による賑わいのある水辺空間の創出に資するため、特例として地域の合意が得られた場合には、占用主体及び占用施設を緩和してオープンカフェ、売店など営業活動を行う事業者等(民間事業者等)についても占用を許可することが可能となっています。

当該制度の基本スキームとしては、河川管理者は、協議会等の活用により地域の合意が図られた都道府県又は市町村から都市・地域再生等利用区域の指定等に関する要望書の提出を受けて、当該区域の指定を行った上で、民間事業者等を含めた主体に占用許可手続きを行うこととなります。

#### 【都市・地域再生等利用区域指定により利用可能な施設】

広場、イベント施設、船着場等(これらと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明、音響施設、キャンプ場、バーベキュー場等)、日よけ、船上食事施設、突出看板、川床等

#### 「都市・地域再生等利用区域」の指定～利用までのフロー

